

建管第1224号
令和4年(2022年)2月3日

建設業者団体の長
建設関連団体の長 様

北海道建設部長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化
について」の添付資料の一部改正について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化については、令和4年1月26日付け建管第1194号でお示したところですが、今般、国において、濃厚接触者の待機期間等に係る取扱いが変更されたことに伴い、道における取扱いについても、国と同様に変更を行うこととし、資料を一部改正しましたので、貴団体の会員への周知について御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

記

1 送付資料

- (1) 用語説明と全体の流れ
- (2) 接触者のリストアップと対応方法（事業所編、学校編、保育園・幼稚園編、放課後児童クラブ編）
- (3) リーフレット
 - ・陽性となった皆様をお願いしたいこと ～陽性となった方の対応の流れ～
 - ・「知人が陽性」その時どうする？ ～新型コロナウイルス感染症への備え～

2 改正の概要

- (1) 濃厚接触者の待機期間について、最終暴露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）としたこと。
- (2) ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとしたこと。
- (3) その他文言整理

3 道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)